	会 議 録 (要旨)		
令和元年度 第1回 和光市	国民健康保険運営協議会		
開催年月日・招集時刻	令和元年8月2日(金) 13時30分		
開催場所	和光市役所 502会議室		
開 会 時 刻	13時30分		
閉 会 時 刻	14時32分		
出 席 委 員	事務局		
石山 恒征	保健福祉部長	大野	孝治
佐々木 好評	保健福祉部審議監兼健康保険医療課長	川辺	聡
清水 善行	収納課長	髙橋	雄二
鈴木 正敏	健康保険医療課長補佐	森谷	聡子
和田 百合子	国保医療政策担当統括主査	斉藤	寛子
佐々木 淳	ヘルスサポート担当統括主査	梶原	絵里
佐藤 貴映	国保医療政策担当主任	大坂	秀樹
原 彰男	ヘルスサポート担当主任	端山	明子
大友 絹江(会長代理)			
小田原 紀慧子			
金子 正義 (会長)			
津川 知子			
山﨑 操			
(13人)			
欠 席 委 員	傍聴 0人		
織田 朋久			
菅野 隆			
(2人)			
会議資料			
備 次第、資料1、資料	2-1、資料2-2、資料3		
考			
会議録作成者氏名	斉藤 寛子		

発言者	会 議 内 容
	1 開会
森谷課長補佐	ただいまより、令和元年度第1回国民健康保険運営協議会をはじめます。
	めまり。 なお、この協議会の会議については、和光市市民参加条例第 12
	条第4項の規定により、原則公開となっています。
	また、会議後には、会議録を作成し公開します。その際の記録は
	要点記録とし、各委員の質問、発言については、委員名を明記した
	上での議事録とさせていただきますのでご了承ください。
	2 あいさつ
大野部長	第1回国民健康保険運営協議会にご参集いただきありがとうござ
	います。 本日は、報告事項が2件、諮問事項が1件となっております。皆
	様には忌憚のないご意見を述べていただき、より良い和光市国民健
	康保険の運営に努力してまいりますので、よろしくお願いします。
	3 諮問
	八月 即及5 7 並 1 五及 一、
	4 報告事項
金子会長	議事に入る前に、今回の会議の会議録における署名人を指名させ
	ていただきます。 和田委員、小田原委員の二人にお願いします。
	THE ASSOCIATION OF THE ASSOCIATI
	それでは、報告事項1「和光市国民健康保険税条例の改正(3月
	専決処分)について」、事務局より説明願います。
川辺審議監	国民健康保険税条例については、地方税法施行令が改正されるこ
, . – ,	とになり、市の国保税条例についてもその内容に合わせて改正した
	ものです。法律の改正が、3月29日付けで改正され、その施行日
	が4月1日とされたことから、市としては、これに合わせ、3月29日に日田昭名四は3七十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十
	日に国保税条例を改正しました。

発言者	会 議 内 容
	内容については、国民健康保険税の軽減措置の拡充を図るもので
	す。国保には、所得の少ない方に配慮し、その所得に応じて、7割
	軽減、5割軽減、2割軽減という3段階の法定軽減制度が定められ
	ております。この基準は法律等で決まっているところですが、この
	うち、今回は、5割軽減と2割軽減について、軽減の対象となる金
	額を引き上げるという内容です。
	5 割軽減の方は、「33 万円+27 万 5 千円×被保険者数」で求め
	られる金額以下の所得の方が対象となっていましたが、この基準の
	「27万5千円」の部分が「28万円」に引き上げられました。ま
	た、2割軽減の方は、「33万円+50万円×被保険者数」で求めら
	れる金額以下の所得の方が対象となっていましたが、この基準の
	「50万円」の部分が「51万円」に引き上げられたという内容で
	す。
	この改正の施行期日は、平成31年4月1日であり、通常、条例
	の改正は議会の議決によることになりますが、軽減の拡充という被
	保険者の方々に有利に働くものを当初課税に反映させるため、専決
	処分により対応しました。
金子会長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
鈴木委員	この改正において、該当する被保険者数と税の調定額は、どれぐ
	らい影響があるのでしょうか。
川辺審議監	平成31年4月1日時点で試算したものになりますが、5割軽減
	の影響世帯数は 18 世帯、27 名、2 割軽減の影響世帯数は、21 世
	帯、41名、保険税への影響額は、778,470円となっています。
金子会長	次に、報告事項2「平成30年度埼玉県和光市国民健康保険特別
	会計決算について」、事務局より説明願います。
川江安学野	びより0年度の子質相類は 70 年 0000 エロイログと か ことに
川辺審議監	平成30年度の予算現額は、78億2063万8千円であり、これに対し、第7における沖算総額は、75億0244万0千円、第4における
	対し、歳入における決算総額は 75 億 9344 万 9 千円、歳出における

決算総額は73億1691万5千円となります。この結果、平成30年度の歳入と歳出の差である形式収支は、2億7653万4千円の黒字となり、令和元年度に繰り越すこととなります。また、平成30年度末における基金残高は、10億1442万2千円となります。

次に、歳入における予算との差額について、まず、国保税については、7754万3千円予算を上回りました。次に、県支出金の保険給付費等交付金の普通交付金については、歳出の保険給付費の減額に伴い、4億1826万円予算を下回り、特別交付金については、8146万9千円予算を上回りました。

次に、歳出における予算との差額について、まず、支出の中心である保険給付については、一般被保険者分の療養給付が3億2573万5千円、一般被保険者高額療養費が7953万8千円、予算を下回りました。この医療費の支出分については、ある程度の支払いの余裕を持って予算を組んでおりますので、一定額が執行残として残りました。

この歳入、歳出における予算との差額の結果、平成30年度の形式収支は、2億7653万4千円となりました。

全体に占める各項目の割合については、歳出で、医療費の支払いである保険給付費が53%と半分を超えている状況です。その他、埼玉県に納付する国民健康保険事業費納付金が28%となっています。この歳出の財源となる歳入については、被保険者の皆さんから集めいてる国保税の割合が全体の22%となっております。また、平成30年度から保険給付費は県からの交付金で賄われることとなっておりますので、県支出金が53%となっております。

森谷課長補佐

被保険者数の推移については、平成30年度は3.35%減少しており、近年は、減少し続けています。理由としては、国保は74歳までですが、75歳に到達し、後期高齢者医療制度へと移行している方が増えております。また、働く世代の方については、景気の回復で就職等により社会保険へ移行する方が増えています。

また、退職被保険者というのは、会社等を永くお勤めになった方が退職されて、国保に入ってきた 65 歳までの方を区分していましたが、この制度が終了しますので、被保険者は減少しています。次

に、前期高齢者については、平成30年度は、若干減少していますが、全体の被保険者数に占める割合は34.6%となっており、その率は微増しています。

医療費等の推移については、一人当たりの医療費の内訳として、 入院、入院外、歯科、調剤、食事、訪問看護、療養費と各項目ごと に分類して示しており、入院の部分が減少しています。

保険給付費の総額は、平成30年度は、6.90%減少しております。これについては、一人当たり医療費の減少や被保険者数の減少が影響し、総額についても減少しています。

国保会計にとって、貴重な自主財源である国保税収入については、年々減少していますが、平成30年度は約16億3千7百万円となっており、前年と比較すると2.37%のプラスとなりました。また、一人当たりの調定額については、平成30年度は微増し、約10万7千円となっています。次に、国保税の収納率については、近年は増加傾向にありましたが、平成30年度は91.86%となり、0.46%減少しました。

次に、一般会計からのその他繰入金、いわゆる法定外繰入金の推移については、基金の活用、そして税率の見直しなどにより、平成30年度からは2億5千万円としたところです。

参考に、その他繰入金について、県内市と比較した場合、一人当たりの金額は、和光市は、県内40市中7番目に多い金額となっており、比較的多くの金額を一般会計から繰り入れている状況にあります。

医療費適正化に向けた取組状況について、まず、生活習慣病の疾病については、医療費に占める割合も大きいということをこれまで説明しましたが、この事業は、その中でも糖尿病性腎症の重症化予防に取り組むもので、症状が悪化して、人工透析に進んでしまう人を防ごうということを目的としたものです。人工透析になってしまうと、年間医療費は500万円にもなると言われています。対象者を抽出して、その方の症状の改善、病気の進行を遅らせようという取組になります。内容としては、受診勧奨と保健指導にわけて実施しました。保健指導を行った結果、体重(BMI)、血圧について、改善が見られ一定の効果は残しています。また、糖尿病性腎症の際

の指標となる、H b A1 c: ヘモグロビンエーワンシーについて も、参加時の 7.4 から 6 ヵ月後の 6.7 に、マイナス 0.7 ポイントと なっています。

また、生活習慣病重症化予防の保健指導対象者のうち、人工透析 移行者数については、近年、事業の対象となった方で人工透析への 移行者はおらず、本事業が目的とする重症化の防止が一定度効果を 表しているものと考えています。

次に特定健診・特定保健指導の状況については、まず、特定健診の状況ですが、対象者 9,164 人中 4,107 人が受診し、受診率は 44.8%となっています。特定保健指導の状況としては、対象者 491 人中、参加者 138 人(28.1%)となっています。参加いただいた方の うち 38%の方に改善がみられました。

次に、平成30年度より実施いたしました健康マイレージの実績については、参加者928人中国保有資格者は290人(31.3%)となっています。体力測定会を8回実施し30.7%の方にご参加いただいております。

また、保険者として医療機関からの請求について、資格点検やレセプト点検を実施しています。資格点検では、国保資格を喪失した後の受診について、医療機関へその請求を戻すことなどを行っています。レセプト点検では、医療機関からの請求内容を点検し、再審査申出などを行い、請求額の減額などを行っています。

ジェネリック医薬品利用促進差額通知の発送については、新薬を ご利用の方を抽出し、同様の効果が見られるジェネリック医薬品を お知らせしています。新薬からジェネリック医薬品へ変更していた だいた方の薬代の差額分が効果額として計上しています。

また、この他に、ジェネリック医薬品の促進のための取組としては、病院や薬局において、お薬手帳や保険証に貼付するジェネリック希望シールの配布を行っています。

第三者行為求償については、ケガや病気が、交通事故など第三者によるものが原因となる場合には、その費用は加害者である第三者が負担するべきものですので、そのような原因で保険給付を行った場合は、加害者にその保険給付分を請求しています。

健康サポート訪問事業については、一月に同一疾病でいくつもの

発言者	会 議 内 容
	医療機関を受診している重複受診者や、一月に15回以上同一病院に通っている頻回受診者や薬の重複、多量、多剤者を対象に、保健師等が訪問し、医療機関の受診などについて相談を行ったものです。指導の結果としては、薬が減ったなどの効果が出ています。 医療費適正化としては、このほか、ホームページや各種の通知の際に、被保険者の皆さんに適正受診などの啓発を実施しているところです。
金子会長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
佐々木好委員	和光市の国民健康保険被保険者数は減少していますが、和光市の 人口は増えています。被保険者数が減少している理由は何でしょう か。
森谷課長補佐	和光市の人口は増加傾向にありますが、国民健康保険の被保険者数が減少しているのは、75歳到達により後期高齢者医療制度へ移行している方が多くいることと、景気回復により社会保険へ加入される方がいることによるものです。
清水委員	医療費適正化に向けた取組状況の中で、生活習慣病重症化予防事業を実施した結果が記載されているが、事業を実施するには、目標などがあると思うが、どのような数値目標で取り組んでいるのでしょうか。
端山主任	生活習慣病重症化予防対策事業は、県との共同事業として実施しており、主な目標としては、重症化を予防するということで、人工透析への移行を予防していくという目標はありますが、数値的なものは、県の医師会や糖尿病対策推進会議のみなさんと協議を行っているところで、具体的な数値は出ていないという状況です。
鈴木委員	平成30年度に税率改正を行っており、決算額で税率改正による 影響額はどの程度なのでしょうか。被保険者数は減っているのでそ

の分、税収は減少すると思うが、税率改正による増加額はどれぐら いなのでしょうか。

次に、医療費の推移について、入院の一人当たり医療費が大きく 減少しているが、その当たりの分析はしているのでしょうか。

次に、歳入の県支出金について、平成30年度は、53%となっ ているが、平成29年度までは、ここに国負担金があったと思いま す。平成30年度からは、国負担金は県に入ってきているのでここ では見えてこないのだが、実際は、県支出金の中でどのように算出 されているのでしょうか。

次に、国民健康保険事業費納付金について、平成29年度までは なかった項目ですが、その内訳についてはどのようになっているの でしょうか。

斉藤統括主査

平成30年度の税率改正による国保税の増加額については、税率 改正によるもののみの増加額は把握していないのですが、国民健康 保険税の全体の決算額を比較すると、平成30年度は、平成29年 度よりも、約3,800万円増額となっています。これは、被保険者数 の減少による保険税の減収も含まれていますので、実際の税率改正 による増加額は、この数値以上ものと考えられます。

次に、入院の一人当たり医療費が大きく減少している理由につい ては、平成29年度と比較して、医療費が1件100万円以上の高額 な入院件数が、443件から386件に減少していること、また、具体 的な疾患名では、60歳代の虚血性心疾患による入院患者数が25名 から11名に減少し、また、70歳代のてんかんによる入院患者数が 3名から1名に減少している状況があります。

次に、県支出金の内訳については、平成30年度からの県単位化 に伴いまして、歳出の保険給付費は県からの交付金で賄われるよう になりましたので、その部分が大きいものとなっています。これま で保険給付費に対する国の負担分として入っていた32%の定率の 負担金などは、和光市の分がどれぐらいなのかは把握しておりませ んが、埼玉県に歳入として入ってきているものになります。また、 これまでの国の特別調整交付金などにつきましては、若干のメニュ 一の変更はありますが、昨年度と同様に、県を通して、和光市に入

発言者	会 議 内 容
	ってきています。 次に、国民健康保険事業費納付金の内訳については、一般被保険 者医療給付分で約 14 億円、退職被保険者等医療給付分で約 500 万 円、一般被保険者後期高齢者支援金等分で、約 5 億円、退職被保険 者等後期高齢者支援金等分で、約 200 万円、介護納付金分で、約 2 億円となっています。
鈴木委員	県支出金の普通交付金について、予算額よりも大きく減少しているのですが、何か理由はあったんでしょうか。
斉藤統括主査	普通交付金については、歳出にあります保険給付費に対する交付金となっており、保険給付費の執行額が予算額に比べて少なかったため、同様に普通交付金についても減少している状況です。
石山委員	国保税の収納率について、平成30年度は下がっており、これは、未納者が増えたということだと思いますが、この未納者は、所得の高い人、もしくは、所得の低い人、どちらに多いのでしょうか。
高橋課長	平成30年度の収納率が下がった原因は、どちらかというと所得の高い人にあります。内容としては、平成30年度の年明けぐらいまでの収納率は、92.7%ぐらいの見込みで伸びていたのですが、年度末に、7年間遡って税務署に追徴課税された方が9名ほどおりました。この追徴により、国保税が約1,500万円分増額されました。まずは、国税から修正が入りますので所得税の追徴があり、それに伴い、住民税の追徴があり、そして、国保税も上がる形になります。3税目の7年分になりますので、すぐに納付するということも難しく、滞納になっており、追徴分を収納率で見ると、0.87%程度影響がでてしまったということになります。この影響がなければ、順調に収納率は伸びており、92.7%程度になっていたと考えられます。
石山委員	国保税率の改正を行った際には、低所得者層の方が影響を大きく

発言者	会 議 内 容
	受けたわけですが、和光市がなぜ保険税が高いのかというと、所得
	が高い人が多いからということで、未納者の増加に所得の高い人が
	影響しているというのは、矛盾していると思うのですが、いかがで
	しょうか。
高橋課長	先ほどは、平成30年度の収納率を下げてしまった理由としては
	追徴課税のお話をしましたが、それを除けば、未納者については、
	低所得者の方が多い状況です。滞納者の方の 64%の方が所得 200
	万円以下の方になります。
佐々木好委員	収納率の関係で、支払いをしていない方の傾向としてはどのよう
	なことがありますか。
	また、滞納があった場合に、病院等にかかることができないな
	ど、何かあるのでしょうか。
高橋課長	滞納者の傾向としては、長年滞納している傾向にある方と、何ら
	かの事情で会社を退職されて、所得がなくなった翌年に前年の所得
	で国保税を計算しますので、負担が大きく滞納になってしまう方と
	様々な状況の方がいます。納付が難しい方には分割などの相談も行
	って対応させていただいています。
	また、滞納があった場合に、医療が受けられないことがあるのか
	ということについては、滞納があるからといって、病院に行って受し
	けられないなどの制限はありませんが、1年に1度、保険証の更新
	の際には、収納課での納税相談を行った上で、保険証を交付すると
	いうことは実施しています。
カラムド	5 諮問事項
金子会長	次に、諮問事項「令和元年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計」
	補正予算(第1号)について」、事務局より説明願います。
川辺審議監	今回の補正予算は、令和元年度当初予算額 63 億 7,106 万 9 千円
川州街城區	「こ 2 億 3,653 万 3 千円増額し、補正後の予算額を 66 億 760 万 2 千
	に 2 億 3,693 ガ 3 十円増額し、補正後の 7 昇額を 60 億 760 ガ 2 十 円とするものです。
	11 () () () () (

発言者	会 議 内 容
	歳入については、款 8 繰越金について、前年度の歳計剰余金、つまり繰越額を計上するもので、当初計上している 4,000 万円を差引いた 2 億 3,653 万 3 千円を増額補正するものです。 歳出については、款 6 基金積立金について、先ほど、歳入の方でご説明しました前年度の歳計剰余金の繰越額を増額補正しました分について、財政調整基金に積み立てるもので、2 億 3,653 万 3 千円を増額補正するものです。この結果、補正後の基金残高は、11 億 5,249 万 6 千円となります。
金子会長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
鈴木委員	財政調整基金への積み立てについて、基金現在高が11億5千万円となり、大きな金額となるわけですが、これは、議会においても議論になるかと思います。保険税率については、3年間は固定で、3年後に見直しを行うわけですが、この基金の活用についてどのような考えを持っていますか。
川辺審議監	平成29年度に、平成30年度からの3年間の計画を策定し、保険税率を決定しているところですが、その中で、3年間での収支が均衡するような仕組みとしており、初年度の平成30年度は、収支がプラスにならないと3年間で均衡は図れないこととなっています。今回、基金現在高が大きくはなっておりますが、今時点ではこの状況で、今後の2年間の収支を見ていく必要があると考えています。
大野部長	税率改正の議論にあたっては、皆様にも十分に議論していただき、当初、一人当たり保険税額17%増だったものを、11%増、そして、最終的には5%増となったものでございます。そして、5%増の場合には基金繰入金を1年間で1億3千万円、3年間で3億9千万円繰り入れるとし、一般会計からの法定外繰入金を1年間で2億5千万円、3年間で7億5千万円繰り入れるとしました。3年間で合計11億4千万円必要ということになります。また、一般会計からの法定外繰入金につきましては、国及び県からも6年間で原

発言者	会 議 内 容
	則、解消するようにと求められており、令和3年度以降は、これま
	でのように毎年度2億5千万円を繰り入れることは難しいと考えて
	います。3年後、もし、税率改正をしないとなった場合には、この
	不足分をすべて基金から取り崩す必要があり、現在、11億5千万
	円ある基金を活用していくしかないと考えます。また、その後の税
	率の検討もありますので、将来的なことも考えて、どれぐらいの基
	金繰入をすることがよいのかなども検討していかないといけないと
	考えています。
金子会長	諮問事項について、採決に入ります。
	 諮問事項「令和元年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予
	算(第1号)について」、ご承認いただける方は、挙手をお願いい
	たします。
	(採決)
	採決の結果、全委員が賛成ということですので、諮問事項につい
	ては、原案のとおり承認いたします。
	なお、この結果については、私から市長に報告します。
	6 その他
	次回の会議日程について
	7 閉会
	以上をもちまして、運営協議会を閉会します。
	本日は、ありがとうございました。